

世田谷区本庁舎等設計者審査委員会設置要綱

平成 29 年 1 月 16 日

28 世庁舎計第 66 号

(設置)

第 1 条 世田谷区本庁舎等の設計業務を行う事業者(以下「設計者」という。)をプロポーザル方式により選定するにあたり、専門的かつ公正な審査を行うため、世田谷区本庁舎等設計者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、設計者の選定に関する次に掲げる事項を検討及び審議し、並びにプロポーザルに参加した事業者及びその提案内容等を審査し、その結果を区長に報告するものとする。

(1) 審査方法に関すること。

(2) 評価基準に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、設計者の選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する委員 7 名以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の規定による報告を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

5 委員会は、中立かつ公正な審査・評価を行うため非公開とする。ただし、委員会が認めた場合はこの限りでない。

6 委員会における資料及び会議録は、委員会が定める方法により公開する。

(守秘義務等)

第 7 条 委員は、職務上知り得た情報(区又は委員会が公表した情報を除く。)を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、プロポーザルに参加した事業者の役員となり、又は関連する職務に従事してはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部庁舎計画担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月16日から施行する。
- 2 この要綱は、設計者との契約締結が完了した日をもって廃止する。